

相続専用定期預金「みどりのまごころ」

(2020年1月6日現在)

1. 商品名 (愛称)	<p>○自由金利型定期預金<M型>(「スーパー定期」「スーパー定期300」) 又は自由金利型定期預金<大口定期> 愛称: 相続専用定期預金「みどりのまごころ」</p>
2. ご利用できる方	<p>○金融機関(当金庫以外の金融機関を含む)で相続手続き完了後1年以内に、相続による取得資金を原資としてお預けいただける個人又は個人事業主の方がご利用できます。</p> <p>○期間内であれば相続により取得した当金庫の預金や他金融機関預金又は不動産や株式の換金代金も対象となります。(受入保険金も含まれます。)</p> <p>※ 本商品へのお申し込み時に、「相続人であること」「相続手続き完了時期」「相続により取得した金額」が確認できる資料をご提示いただきます。</p> <p>※ 個人名義のみとし、被相続人に対し1相続人1回のみのお取扱とします。</p>
3. 必要書類	<p>○次の①から③の書類等をお持ちください。</p> <p>① 本人確認書類</p> <p>② お届け印</p> <p>③ 「相続人であること」「相続手続き完了時期」「相続により取得した金額」が確認できる書類</p> <p>(例) ・ 戸籍謄本の写し+被相続人名義の解約済通帳又は計算書の写し ・ 遺言書の写し+被相続人名義の解約済通帳又は計算書の写し ・ 遺産分割協議書の写し ・ 金融機関に提出した相続依頼書の写し</p>
4. 預入期間	<p>○自由金利型定期預金<M型>又は<大口定期> 定型方式 6か月・1か年 自動継続型(元金継続・元利継続)</p>
5. 預入	
(1) 預入方法	○一括預入
(2) 預入形式	○総合口座通帳又は証書形式
(3) 預入金額	<p>○100万円以上 相続により取得した金額を上限とします。</p> <p>スーパー定期 100万円以上 300万円未満</p> <p>スーパー定期300 300万円以上 1,000万円未満</p> <p>大口定期 1,000万円以上</p>
(4) 預入単位	○1円単位
6. 払戻方法	○満期日以後に一括して払戻します。
7. 利息	
(1) 適用金利	<p>○固定金利</p> <p>○初回預入時は「スーパー定期」「スーパー定期300」又は「大口定期」の店頭表示金利に0.10%を上乗せした金利を約定金利として満期日まで適用します。</p> <p>○自動継続後は継続日における「スーパー定期」「スーパー定期300」又は「大口定期」の店頭表示金利を約定金利として適用します。</p>
(2) 利払方法	○満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。

8. 税金	<p>○受取利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優ご利用の場合は非課税となります。）</p> <p>※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間にお受取りになる利息等には、「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</p>
9. 手数料	—
10. 付加できる特約	<p>○マル優の取扱いができます。</p> <p>※マル優について、詳しくは渉外担当または窓口へお問い合わせください。</p>
11. 中途解約時の取扱い	<p>○原則中途解約できません。</p> <p>○当金庫がやむをえないと認め満期日前に解約する場合は、お預入期間に応じた以下の期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。</p> <p><スーパー定期・スーパー定期300></p> <ul style="list-style-type: none"> ・6ヵ月未満・・・解約日における普通預金の利率 ・6ヵ月以上1年未満・・・約定利率×50% <p><大口定期></p> <p>次のA、B及びC（B及びCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。但し、Cの算式により計算した利率が0%を下回る時は0%とします。）のうち最も低い利率</p> <p>A：解約日における普通預金の利率</p> <p>B：約定利率－約定利率×30%</p> <p>C：約定利率－〔（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）÷預入日数〕</p>
12. 金利情報の入手方法	<p>○金利はホームページでご確認いただくか、店頭備え付けの金利表示ボードでご確認ください。</p>
13. 苦情処理措置 ・紛争解決措置	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または総合企画部コンプライアンス対策課（9時～17時、フリーダイヤル0120-301-865）にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総合企画部コンプライアンス対策課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部コンプライアンス対策課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
14. その他参考となる事項	<p>○預金保険制度の付保対象預金です。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</p>